船橋市固定資産税及び都市計画税の減免事務取扱要領

施行 平成28年4月1日

改正 平成28年6月30日

改正 令和元年10月18日

改正 令和2年12月22日

改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号。以下「条例」という。)第71条並びに船橋市固定資産税及び都市計画税の減免取扱要綱(以下「要綱」という。)に規定する減免の実施にあたり必要な事項を定める。

(減免の範囲等)

第2条 固定資産税等の減免の対象となる資産

所有する自己の居住の用に供する土地又は家屋

- 1 条例第71条第1項第1号 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する 固定資産
 - (1) 生活保護法の規定による扶助を受ける者 生活保護法第11条に規定する扶助を受給している者が所有する土地又は家屋。
 - (2) 公的扶助に準ずる生活扶助を受ける者 社会事業団等から扶助を受けており、別紙1「扶助の減免認定基準」(以下「別 紙1」という。)により、生活保護法の規定による扶助を受ける資格を有する者が
 - (3) 生活困窮のため、私的な扶助を受ける者 親族・知人等から扶助を受けており、別紙1により生活保護法の規定による扶助 を受ける資格を有する者が所有する自己の居住の用に供する土地又は家屋
 - (4) 自己の居住の用に供する固定資産以外の固定資産の取扱いについて 前2号に該当する者が自己の居住の用に供する固定資産以外の土地又は家屋で、 本人の意思により処分できないものについては減免することができる。
 - (5) 共有する固定資産の取扱いについて 共有により所有する土地又は家屋は申請者の納税義務を免除する。
- 2 条例第71条第1項第2号 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)

法第348条第1項に規定するものが公用又は公共の用に供するために帰属又は寄付により無償で譲渡された土地又は家屋並びに無料で借り受けた土地又は家屋

3 条例第71条第1項第3号 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、 著しく価値を減じた固定資産

地震、風水害、火災その他これらに類する災害が発生し、納税義務者がその財産について甚大な被害を被ったと認められる土地、家屋又は償却資産

なお、この運用にあたって要綱の別表に定めのないものは別紙2「降(風)雨災害等による減免の判断基準」により取り扱うものとする。

- 4 条例第71条第1項第4号 前3項に定めるもののほか、特別の事由があるものとは それぞれ次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 公私の扶助は受けていないが生活に困窮し、担税能力がない者が所有する固定資産 生活保護法の規定による扶助を受ける資格を有しながら扶助を受けていない者の 自己の居住の用に供する土地又は家屋

なお、認定基準は、別紙1により取り扱うものとする。

また、共有により所有する土地又は家屋は申請者の納税義務を免除する。

(2) 各種学校及び専修学校において直接教育の用に供する固定資産

学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人(以下「学校法人等」という。) 以外の者が知事の認可を得て設立した各種学校及び専修学校において直接教育の用 に供する土地、家屋又は償却資産については、非課税である学校法人等との均衡を 考慮し減免の対象とする。

(3) 幼稚園において直接保育の用に供する固定資産

幼稚園は学校教育法第1条の学校の規定による範囲に含まれ、当分の間は同法附 則第6条の規定により、設立を学校法人によることを要しないとされており、幼児 の保育及び託児所的な施設として公共性を帯びていることから、所轄庁の認可を得 て設立した個人又は法人(学校法人、民法第34条の公益法人、宗教法人及び社会 福祉法人を除く。)が直接保育の用に供する土地、家屋又は償却資産で、次の要件 を満たす場合、減免の対象とする。

ア 職員室、保育室、遊戯室、保健室、運動場、便所等の施設があること。

イ 飲料水用設備、手洗用設備又は足洗用設備があること。

(4) 公衆浴場の用に供する固定資産

公衆浴場は、公衆衛生上地域住民にとって必要不可欠な施設であり、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき知事が定める入浴料金で抑制されていること、公衆浴場を取り巻く諸環境が一層厳しくなっていることを鑑み減免の対象とする。

なお、公衆浴場の用に供する固定資産とは、浴場、脱衣場及びボイラー室等専ら公衆浴場の用に供する土地、家屋又は償却資産をいう。(土地にあっては地方税法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地を除く。)

(5) 物納された固定資産

相続税を納税するため、物納した者が所有する物納許可のあった土地又は家屋

(6) ゴミ置場の用に供する固定資産

市の収集ステーションとして登録され、他の場所と明確に区分されている土地又 は家屋

(7) 町会・自治会の会館又は集会所の用に供する固定資産

町会・自治会の会館又は集会所の用に供する固定資産とは事務室、会議室、物置 (防災用資材倉庫、みこし庫を含む。)、湯沸かし場及びこれらに付設される廊下、 便所、階段等を有する家屋又はその敷地の用に供される土地を指し、管理人の居住 等一般の住宅と同様の使用状態にあるもの、店舗、営業用貸室等は含まれない。

なお、町会・自治会の会館又は集会所の用に供する固定資産の「公益性」については別紙3「固定資産税の減免措置における公益性の判断について」により取り扱うものとする。

ア 町会・自治会の会館

町会・自治会が所有し、又は第三者が無償で貸与して町会・自治会館の用に供している土地又は家屋

なお、自治振興課から、「町会・自治会館設置費補助金」の予定交付額についての通知がなされており、かつ会館建設竣工まで他の用途に供していない土地に限り、町会・自治会館の用に供する固定資産として取り扱う。

イ 集会所

団地、マンションの集会所等、又は第三者が無償で貸与して集会所の用に供している土地又は家屋

(8) 防災用資材倉庫の用に供する固定資産

自主防災組織が所有し、又は第三者が無償で貸与している防災用資材倉庫の用に 供する土地又は家屋(居住用の一部を利用している場合を除く。)

(9) 認証保育所の用に供する固定資産

市長から「認証保育所認証通知書」の交付があった者(以下「設置者」という。)が所有し、かつ、認証保育所の用に供する土地、家屋又は償却資産、もしくは、設置者へ無償で貸与している認証保育所の用に供する土地又は家屋

10 賦課期日の翌日以降に非課税事由に該当することになった固定資産

賦課期日の翌日以降に法第348条第2項(第348条第2項第5号及び第6号を除く。)、第4項から第9項までに規定される用途による非課税に該当することとなった土地、家屋又は償却資産

減免の割合は全部免除とする。

添付書類 非課税に該当することが確認できる書類

11) 公益法人がその事業の用に供する固定資産

公益法人がその事業の用に供する土地、家屋又は償却資産

減免の判定については、別紙4「公益社団法人及び公益財団法人の固定資産税及 び都市計画税の減免取扱指針」により取り扱うものとする。

減免の割合は全部免除とする。

添付書類 定款、収支決算書、事業計画(報告)書等

(12) 境内地に準ずる固定資産

宗教法人法第3条に定められた境内地には該当しないが、記念碑、祠及び史跡等の敷地で不特定多数の信仰の対象となっており、境内地に準ずる土地

減免の割合は全部免除とする。

添付書類 位置図等

(13) 墓地の施設で専らその本来の用に供している固定資産

墓地としての許可を受けた区域内に設置された付帯施設の用に供する土地又は家 屋

減免の割合は全部免除とする。

添付書類 位置図等

(14) 調整池の用に供している固定資産

集中豪雨などによる洪水を一時的に貯める施設の用に供する土地又は家屋減免の割合は全部免除とする。

添付書類 位置図等

(15) 集合汚水処理施設の用に供している固定資産

団地、町会・自治会等の所有する集合汚水処理施設の用に供する土地又は家屋 減免の割合は全部免除とする。

添付書類 位置図等

(16) 上水道施設の用に供している固定資産

団地、町会・自治会等の所有する上水道施設の用に供する土地又は家屋 減免の割合は全部免除とする。

添付書類 位置図等

(17) 公園の用に供する固定資産

団地、町会・自治会等が所有し、又は第三者が無償で貸与して団地、町会・自治会等が管理をしている公園の用に供している土地

ここでいう公園とは別紙5の「公園に関する固定資産税等の減免について」の要件を満たしているものに限る。

減免の割合は全部免除とする。

添付書類 公園の管理規約、位置図

5 減免床面積及び減免地積の認定は別紙 6 「床面積等の算定基準」により取り扱うものとする。

(減免の適用)

- 第3条 要綱第4条第1項に定める、市長がやむを得ないと認める理由は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 災害による負傷により、条例第71条第2項に規定する申請書(以下「申請書」という。)の提出が遅延した場合
 - (2) 生活基盤確保のため、申請書の提出が遅延した場合 (申請書の提出の省略)
- 第4条 要綱第5条第1項第3号に定める市長が認める固定資産は第2条第4項各号に定める固定資産(第1号、第4号及び第10号を除く。)及び廃止された固定資産税の減免取扱い要綱(昭和50年船橋市要綱)により継続して減免されている固定資産とする。

(減免事由の消滅)

第5条 条例第71条第3項の規定による申告又は現地調査により、減免事由が消滅したことを確認したときは、消滅年月日以後の納期相当分を課税するものとする。

附則

(施行期日等)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の固定資産税及び都市 計画税に係る減免について、適用する。

(固定資産税・都市計画税減免取扱要領の廃止)

2 固定資産税・都市計画税減免取扱要領(平成18年5月)は、廃止する。

附 則(平成28年6月30日)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に起案又は収受した書類による事務処理については、なお従前の例による。 附 則(令和元年10月18日)

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月18日から施行する。

附 則(令和2年12月22日)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日)

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

扶助の減免認定基準

固定資産税は、固定資産の所有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着 目し、適正な時価を課税標準とし毎年経常的に課税される物税であり、いわゆる財産税に 属する税である。

固定資産を所有しているという事実に担税力を見出していることから、原則として資産 を所有している限り、所得の有無や多寡にかかわらず課税されるものである。

しかしながら、要綱別表条例第71条第1項第1号該当1「生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受ける者の所有する固定資産」のとおり、「生活保護受給者」については、減免することができるとされており、公平な減免判定を行うにあたり、生活保護法の規定に準じて同号該当2「公的扶助に準ずる生活扶助を受ける者」、同号該当3「生活困窮のため私的な扶助を受ける者」及び同項第4号該当1「公私の扶助は受けてはいないが生活に困窮し、担税能力がなくなった者の所有する固定資産」の生活保護に準ずる者の減免認定を次により取り扱う。

生活保護に準ずる者の認定について

- 1 生活保護に準ずる者の認定手順
 - (1) 世帯員の状況、収支明細、資産の状況、資産の活用状況、扶養状況、その他の事情 及び生活保護法の規定による扶助の有無、支援内容の聞き取り等を行い、減免調査書 (別紙1の様式1)を作成する。
 - (2) 作成した減免調査書に基づき現地調査、生活保護担当部署に事実関係を確認する。
 - (3) 最低生活費の算出を生活保護法の規定による「生活費認定基準表」により行う。
 - (4) 最低生活費が、収入額以上又は同額となる場合は、次項(2)の要件を審査する。
- 2 生活保護に準ずる者の認定要件

減免が適用される者は、次に掲げる全ての要件を充足すると認められるものであること。

- (1) 生活保護法の規定による最低生活費が収入以上又は同額である場合であること。
- (2) 所有する固定資産(土地・家屋)に抵当権等の担保が設定されていないこと。
- (3) 所有する固定資産(土地・家屋)が自己の居住用のみであること。ただし、自己の居住用以外の固定資産であっても、本人の意思により処分できない資産については考慮すること。
- (4) 通勤に必要な原動機付自転車以外の自動車、自動二輪車、軽自動車等を所有していないこと。(身体障害者が使用を許可されているものを除く。)
- (5) 預貯金を含む手持ち金が最低生活費の半分以下であること。
- 3 添付書類

収入明細書 貧困のため納税が困難である旨の理由書 医療費等の明細 その他(預貯通帳などの提示、必要と認める書類等)

減免調査書

申請者						
住所						
氏名		氏名				
電話			電話			
申請日		調査日	調査担当者	<u>z</u>		
中 明 日		p/P/直。 -		<u> </u>		
	土地					
所 有						
所 有 物 件						
	家屋					
				1		
		税額		納付額		
賦課	1期		円			円
徴収	2期		円			円
がの状	3期		円			円
況	4期		円			円
	計		円			円
			佐拓	左 [#]	職業	
世帯員のお	氏名		続柄	年齢	帆未	
状 況						

収入の状況

就	氏名		収入額(月平均)	摘要
に			円	
伴う切り			円	
収 入			円	
その	内容		収入額(月平均)	摘要
の 他			円	
の 収			円	
入			円	
		合計	円	

資産の状況

現金	
預貯金	
自動車等	
その他	

支出の状況

円		円
円		円
円		円
円	合計	円

生活保護による最低生活費

円		円
円		円
円	合計	円

降(風)雨災害等による減免の判断基準

減免の範囲	減免割合	銀定基準 被害の程度		提出書類		
例のなり事品は	(MONTH) D	節定選埠	被害の程度	降(風)雨災害等	大規模災害	
1作付不能及び仕様不能の損害 の程度(以下「損害の程度」と いう。)が10分の8以上ある とき	A 444	被害面積が1画地の10分の8以上であるとき	土地が本来の用に供し 得なくなった部分を被 害面積とする。	(1)申請書 (2)被災証明	(1)中請書 (2)被災証明書 (3)写真等被害 の程度を判断	
2損害の程度が10分の6以上 であるとき	10分の8	被害面積が1面地の10分の6以上であ るとき	※工地が本来の用に供	書(3)写真等被	できる書類 ※り災証明書	
3損害の程度が10分の4以上 であるとき	10分の6	被害面積が 1 画地の10分の4以上であ るとき	流出・埋没・崩壊液状 化等により作付不能又	判断できる	が交付されて いる家屋の敷	
4 損害の程度が10分の2以上 であるとき	10分の4	被害面積が1画地の10分の2以上であるとき	は使用不能となったも のをいう。		地の場合、提 出不要	

滅免の範囲	減免割合	災害に係る住家の被害	認定基準	提出	書類
例光の単語	(成分)	認定基準	被害の程度	降(風)雨災害等	大規模災害
1 全壊、埋没及び全焼等により 家屋の原形をとどめないとき、 又は復旧不能のとき	全部	在東京 (本)	全線 (50%以上)		り災証明書 が交付され
2 主要構造部分が著しく損傷 し、大修理を必要とする場合 で、当該家屋の価格の10分の 6以上の価値を減じたとき	10分の8	居住する住家が半續し、標造動物力を行在第分の補管を含む大規模な補修を含む大規模な補修を含む大規模な補修を含む大規模の補偿を合いた。 は、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般では、上の一般の一般である。 は、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般である。 は、一般の一般の一般の一般の一般の一般である。 は、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	大規模半線 (40%以上50%未満)	(1)申請書 (2)りある証真書 被災真悪 (3)写程度 (3)写程度を	て合要 りがて合お(1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)
3屋根、内壁、外壁及び韓具等 に損傷を受け、居住又は使用の 目的を著し係を等し、居住場合で、当 該家屋の価格の10分の4以上 の価値を減じたとき	10分の6	保証の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の は大学の はいずる をと住宅に はいずる はいずる をを はな はいずる をを はな はいずる をを はいずる をを はい はい には、 はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	中規模半讓 (30%以上40%未濟)	判断できる書類	書 (3)写真経 (3)写程 (3)写程 (5) (4) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
4下壁及び曼等に損害を受け、 居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合 で、当該家屋の価格の10分の 2以上の価値を減じたとき	10分の4	住家半鑛(半焼)のうち、大規模半鑛、 中規模半鑛を除ぐものよ。具有物のには、損上 30%末の住の、また住所のの主要なの主要なの。 30%末前経済の主要ない。 30%末前経済の主要ない。 30%末前経済の主要ない。 30%末前の上でのため、 30%以上30%末前のもかとする。	半壊 (20%以上30%未満)		

- ※1 居住用家屋の床上浸水の場合、10分の4を減額する。(床下浸水は対象外)
 ※2 居住用以外の家屋の床上浸水の場合、居住用家屋と同様な床構造を有する家屋のみ居住用と同様に取り扱う。
 ※3 屋標や外壁が携着し、雨水が屋内に侵入した場合、家屋(屋標・外壁)の損傷が10分の4に満たない場合であっても10分の6を減額する。

3 償却資産

資産の種類	減免割合	認定基準	被害の割合	提出書類		
資産の信頼	(9C)C #1 'C	節定巡押	数合の割合	降(風)雨災害等	大規模災害	
1種 構築物 (家屋に準じる) 2種 機械及び装置	全部	損害割合が10分の8以上であるとき				
2種機械及び装置 3種 船舶	10分の8	損害割合が10分の6以上であるとき	は損害を受けた償却資産	図仮災証明 書あるいは h W 転用書	(1)申請書 (特定非常 災害用)	
4種 航空機 5種 車両及び運搬具	10分の6	損害割合が10分の4以上であるとき	※損害を受けた償却資産	(3)種類別明	(2)被災証明 書あるいは り災証明書	
5種 早间及び連振兵 6種 工具、器具及び備品	10分の4	損害割合が10分の2以上であるとき				

- ・「災害被害者に対する地方税法の減免措置等について」(平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官 通知)に基づき、要綱第5条第1項第4号に規定する災害時に迅速な減免認定を行う必要がある場合等において、り災証明書における任宅被害の程度を踏まえた認定基準を設けたもの。 ・損害の程度の調査・判定は、内閣所の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害の被害認定基準」による。 ・都市計画税は地方税法第702条の8第7項に基づき、固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合により減免する。

別紙2の様式1	令和	年	月	Ħ
が1年代20人代表でかった	令和	年	月	

整	理	番	号	

償却資産減免申請書兼被災資産明細書(大規模災害用)

船橋市長 あて

所		1.住所	∓ −		(Tel)		3.事業種目		
有者	(法人	(赤りがな) 2.氏名 にあっては法人 称及び代表者の						4.船橋市内に おける事業所 等資産の所在 地		
5			株発生日及び事業の							
		称、災害発生		名称			令和 年		日 発生	
			日、または廃業日	令和	年	月日	再開予定 ・	廃業あるいは閉店	(全資産抹消)	
6		の範囲の算								
			共額及び修繕費の合計 (<u> </u>		大規模災害発生年度	の課税標準額の合	計 (⑦の合計)	Ħ
			⑧の合計/⑦の合計=			第二位を四捨五入)				
7	.被災	資産明細書	(全資産抹消の場合、	、記入不要))					
資	① 産の ■類	② 資産コード	③ 資産の名称等	数量	⑤ 取得年月	⑥ 被災資産の 取得価額	⑦ 被災資産の 課税標準額 m	⑧ 被災による損失割 及び修繕費		除却する場合の代替 資産取得の有無
12	E AA					ACTOR MAILE	味化條準報 円	AC IPMER	P C Share	美產收荷以有無
									□除却 □改良 □修繕	口有 口無
									□除却□改良□降繕	口有 口無
	\dashv								口除却	
	I								口改良 口修繕	口有 口無
	一								□ 除却	口有 口無
									□改良 □修繕	口有 口無
	\neg								□ 除却	口有 口無
									□ 改良 □ 修繕	口有 口無
									□除却□改良□修繕	口有 口無
						小計				

- ※1 被災証明書、あるいはり災証明書の写しを添付してください。※2 企業の電算処理により作成した申告書でも構いません。

償却資産被災資産明細書(枚目)

① 資産の 種類	② 資産コード	③ 資産の名称等	④ 数量	⑤ 取得年月	⑥ 被災資産の 取得価額 円	⑦ 被災資産の 課税標準額 円	® 被災による損失額 及び修繕費 円	今後の予定	③除却する場合の代替 資産取得の有無	
								□除却 □改良 □修繕	口有	□ 無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□ 無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
								□除却 □改良 □修繕	口有	□無
					小計					
					合計					

固定資産税の減免措置における「公益性」の判断について

船橋市においては、「町会・自治会等の集会所等に供している施設」の固定資産税の減免措置における「公益性」の判断は、「当該施設の機能性等」「当該施設の利用実績等」の二つの側面から判断してきたが、平成22年4月1日付け総務大臣通知(地方税の減免措置における公共性の厳正な判断について)に基づき、改めて厳正な判断が必要になったことから、下記のとおり見直すこととする。

なお、この判断の適用は平成22年4月1日からとする。

記

1 当該施設の機能等

集会所としての広さや形態、机や椅子等の備品類の有無など集会所としての機能を有しているか。

2 当該施設の利用実態

住民行事や集会などの公共の用に供されているか、また、特定の者だけでなく誰もが 利用し得る公開された施設か。

3 当該施設の運営に対する地域住民の関与

集会所の運営に利用者である地域住民の関与があるか。

以上の三つの側面から「公益性」の有無を判断するものとする。

公益社団法人及び公益財団法人の固定資産税及び都市計画税の減免取扱指針

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第2項に規定する特例民法法人又は特別法により設立された法人(以下「公益法人等」という。)が、本来の事業の用に供するための固定資産であって、当該固定資産を使用して行う事業が直接公共の福祉を増進するもので、かつ、市の行政目的達成に寄与するところが大きいと認められる当該固定資産に対しては、固定資産税を減免することができる場合がある。

法人税法上の収益事業である指定管理業務及び受託事業等に使用する固定資産は減免の対象外とし、次の諸点に留意し、厳正公平な措置を講じる必要がある。

減免が適用される者は、次に掲げるすべての要件を充足すると認められるものであること。

- 1 事業目的が、不特定多数の公益のためにする義務的制約、例えば、事業の執行について で寄付行為、定款等に公共の福祉についての条項が定められていること又は収益部門及 びそれに伴う収益の帰属等について不受益制度の制約があること。
- 2 その固定資産を利用して行う事業活動が、直接的に地域住民の社会福祉の増進に寄与するものであって広く不特定多数の人を対象としているものであること。
- 3 その固定資産を使用して行う事業活動が、市の行政施策に沿ったものであり、奨励、 助成すべきでものであること。
- 4 当該固定資産の使用については、対価又は負担として使用料等(教材費の実費負担分を除く。)を徴収しないものであること。
- 5 当該固定資産は上記公益事業専用であること。

公園に関する固定資産税等の減免について

公園に関する固定資産税等の減免について、以下の内容を全て満たしていることを確認 できた場合に限り、公園としての減免を認める。

ただし、建築基準法第59条の2に定められた特例により許可された敷地内に設置されている公園は対象外とする。

- 1 無料により、全ての者に開放されている。
- 2 公園として1年以上利用されていることが明らかである。
- 3 団地、自治会・町会等が継続的に管理している。
- 4 砂場や遊具など、地面に埋設されているため、撤去が困難な設備を備えており、即時 に公園の利用を廃止できないことが明らかである。
- 5 堀やブロック等により、隣地と隔離されている。又は公園入口の段差を解消している など利用者の安全への配慮がなされている。

床面積等の算定基準

1 減免床面積の算定

家屋の一部に減免の適用がある場合の減免床面積及び地積の算定

(1) 家屋

減免床面積の算定は、減免申請書に添付された平面図等、又は現地での実測によるものとする。

(2) 土地

減免地積 = 総地積 × 家屋の減免床面積 家屋の総床面積

- 2 減免床面積及び減免地積の認定
 - (1) 家屋が減免されている場合は、その敷地(土地)についても減免することができる。 (市税条例第71条第1項第3号を除く。)
 - (2) 家屋が減免されている場合であっても、その敷地(土地)が有料賃貸されている場合、またその敷地(土地)についても減免申請がされていない場合の敷地(土地)については減免の対象から除く。
 - (3) 家屋及びその敷地(土地)が減免されている場合で、家屋の減免床面積に変更があったときは、敷地(土地)の減免地積について再計算を行うこと。
 - ※ なお、減免対象床面積及び地積については、減免対象資産の用途及び使用状況等に より慎重に判断し認定すること。